

第五十九回
帝國議會貴族院

國立公園法案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

國立公園法案
土地收用法中改正法律案

委員氏名

委員長

侯爵蜂須賀正韶君

副委員長

金杉英五郎君

公爵鷹司 信輔君

男爵木越 安綱君

子爵岡部 長景君

鍋島桂次郎君

中川小十郎君

根津嘉一郎君

小林嘉平治君

昭和六年三月十四日(土曜日)午前十時十
六分開會

○委員長(侯爵蜂須賀正韶君) ソレデハ是

ヨリ開會イタシマス、先づ政府委員カラ御
説明ヲ願ヒマス

○政府委員(齋藤隆夫君) 本日ハ大臣ガ自

ラ出席シテ御説明イタシマスベキ苦デゴザイマ
シタガ、已ムヲ得ナイ他ノ委員會ノ差支デ
午前中出席ガ出來マセヌノデ、私ガ代ッテ提
案ノ理由ヲ申上ゲタイト思ヒマス、大體ノ
コトハ先日ノ本會議ニ於テ申シテ置キマシ

タカラ、附加ヘマシテ聊カ重複ニ涉ル點
モアルカモ存ジマセヌガ、少シ進ンデ說
明ヲ致シタイト思ヒマス、御承知ノアラセ
ラレマスル如ク、我國ニ國立公園ヲ設定イ
タシマスル目的ハ、天然ノ造成ニ係ル大風
景ヲ保護開發シテ、一般世人ヲシテ容易ニ
保健休養乃至教化ニ資シ、延イテ外客誘致
ニモ役立タシタイ爲デゴザイマス、我國ニ
ハ國立公園トナリマスルヤウナ天與ノ地域
ガ少クゴザイマセヌ、又近時一般世人ノ間
ニ於テ繁劇ナル都市生活乃至單調ナル農村
生活ヲ脱シテ、暫時タリトモ大自然ノ懷ニ
抱カレ、其惠澤ニ浴シヤウツル、極メテ
明ルイ賴母シイ傾向ガ著シク盛ニ相成ッ
テ參リマシタ、彼ノ國立公園候補地ニ付テ
見マシテモ、一箇所ニ一年間ノ探勝者ノ數
ハ二三十万カラシテ二百万ニ達スルモノガ
アリマシテ、候補地全體ノ探勝者ノ數ハ年
年六百万人ヲ超過スル盛況デアルノデアリ
マス、仍テ國ヲ代表スルニ足ルベキ天然ノ
大風景地ニシテ、海外ニモ誇示スルニ足ル
ベキモノヲ選定シ、之ヲ保護開發イタシマ
シテ國民ノ利用ニ供シ、延イテ我國ノ特色

アル大勝景ヲ普ク外客ニ均霑セシメマスル
コトハ、時代ノ進運ニ副フ所ノ恰好ノ施設
考ヘマシタノデアリマス、又一面ニ於キマシ
ト考ヘマシタノデアリマス、又一面ニ國立
公園ノ實現促進ニ關シマスル國民ノ要望、
是ハ極メテ熾烈デゴザイマシテ、其總意ノ表
現トモ認ムベキ、帝國議會ニ提出セラレマ
シタ國立公園關係ノ建議及請願ハ、第二十
八議會以來今日マデ實ニ百七十件ニ上ラテ
居ル次第アリマス、内務省ニ於キマシテ
ハ國立公園ノ本質ト國民ノ要望トニ鑑ミマ
シテ、國立公園設置ノ前提ト致シマシテ、
全國ニ亘ラテ十六箇所ノ候補地ヲ選定シテ、
大正十年以來、逐次之ガ調査ヲ續行シテ參
候補地ノ調査ヲ完了イタシマシタノデ、其
要ト題シテ、御手許ノ資料中ニ差上ゲテア
ル苦デアリマス、又海外ニ於ケル國立公園
ノ制度施設等ニ付キマシテモ一ト通リ調査
シテハ政府ノ統制アル對策ヲ待チ切レナイ
デ、漫然ト種々ナ施設ノ經營ニ著手シマシ
テ他日國立公園ノ計畫事業ニ支障、扞格ヲ
招來スルノ虞ガアリマスルノデ、此際ニ於
キマシテ國立公園ノ計畫事業ト其統制運用
ニ關シ、中央地方ノ據ルベキ基準ヲ確立ス
ルノ要ガアルト思ヒマス、右様ナ種々ノ事
情ニ鑑ミマシテ、此際、我ガ國情ニ照シテ
割切ナル國立公園ノ根本制度ヲ確立シ、官
民ヲシテ適從スル所ヲ知ラシメルコトハ真
ニ緊要ナル時務デアルト考ヘタノデゴザイ
マス、次ニ法案ノ内容ニ付キマシテ、其主

ガ一段落ヲ告ゲマシテ其完成ヲ圖ルコトハ
今日事務的ニモ必要ナ歸結ト相成テ参り
マシタノデゴザイマス、又一面ニ於キマシ
テハ、近時經濟事業ノ發達ニ伴ヒマシテ、
他ニ掛替ノナイ所ノ大勝景ノ核心ヲ破壊セ
ラレル如キ事例ノ惹起セラレルモノガ、國
立公園候補地中ニ於テモ一二ニ止マリマス
カラ、速ニ法規ヲ以テ之ガ防止ニ備ヘ、永
遠ニ天然ノ公園トシテ保護開發スペキ區域
ヲ劃シテ置クノ必要ガアルノデアリマス、
加フルニ數箇所ノ國立公園候補地ニ於キマ
シテハ政府ノ統制アル對策ヲ待チ切レナイ
デ、漫然ト種々ナ施設ノ經營ニ著手シマシ
テ他日國立公園ノ計畫事業ニ支障、扞格ヲ
招來スルノ虞ガアリマスルノデ、此際ニ於
キマシテ國立公園ノ計畫事業ト其統制運用
ニ關シ、中央地方ノ據ルベキ基準ヲ確立ス
ルノ要ガアルト思ヒマス、右様ナ種々ノ事
情ニ鑑ミマシテ、此際、我ガ國情ニ照シテ
割切ナル國立公園ノ根本制度ヲ確立シ、官
民ヲシテ適從スル所ヲ知ラシメルコトハ真
ニ緊要ナル時務デアルト考ヘタノデゴザイ
マス、次ニ法案ノ内容ニ付キマシテ、其主

ナル事項ヲ説明イタシテ置キマス、其第一
ハ國立公園ノ指定、國立公園計畫及國立公
園事業ノ決定ニ關スルコトデアリマス、國
立公園ノ箇所ノ指定、國立公園ノ保護又ハ
利用ニ關スル統制及施設ノ計畫及其施設ノ
計畫ニ基イテ行ヒマスル所ノ事業ノ決定、
是等ノコトハ國立公園政策ノ根本方針ヲ確
立シ、國立公園ノ維持經營上ノ原則ヲ定メ
ムトスルモノデ、國立公園ニ關スル最モ重
要ナル事柄デアリマス、而シテ其關係スル
所ハ大キク、利害ノ及ブ所ハ廣クゴザイマ
スカラ、之ヲ主務大臣ノ專權ニ屬セシメナ
イデ、特ニ國立公園委員會ノ制度ヲ設ケマ
シテ、十分ニ是ガ權威ノ意見ヲ聽キ、國立
公園ノ指定、國立公園計畫及國立公園事業
ノ決定ヲ爲スコト致シタノデアリマス、
而シテ此國立公園委員會ノ組織權限ハ勅令
ヲ以テ規定スルノデゴザイマスルガ、是ガ
人選ハ最モ慎重ニ爲シ、斯界ノ學識經驗家、
並ニ關係各廳ノ當局者ヲ網羅シ、權威アル
機關ト致ス考デゴザイマス、第二ハ國立公
園事業ノ執行者ニ關スルコトデアリマス、
國立公園ノ保護利用ニ關スル施設ハ多種多
様デゴザイマスルガ、所謂國立公園ノ性質
上、原則トシテ國自ラ國立公園事業ヲ執行
スルコトヲ本旨ト致シタノデゴザイマス、

ノ事由アリト認メラルル事業ハ國自ラ之ヲ
執行セズシテ、公共團體ニ執行ヲ命ジ得ルノ
途ヲ開キ、又國立公園事業ニシテ私人ノ事
業トシテ經營セシムルモ採算可能ト認メ得
ルモノハ之ヲ私人ニ特許シテ執行セシメ得
ルコト致シマスノデゴザイマス、斯ノ如
ク國立公園事業ノ執行者ハ國ヲ以テ原則ト
スル外、例外トシテ公共團體又ハ私人ヲモ
認メマシタノハ其事業ノ促進ヲ期シテ、一
般ノ利用ニ便ナラシメムガ爲デゴザイマス
第三ハ國立公園事業ノ費用負擔者、分擔金
及國庫補助ニ關スルコトデゴザイマス、國
立公園事業ノ執行ニ要シマスル費用ハソレ
ゾレ其事業執行者ニ於テ之ヲ負擔スルコト
ト致シマシタガ、尙ホ國ガ事業ヲ執行イタ
シマシタ場合ニ於テ、其事業タルヤ公共團
體ニ特ニ利益ヲ與フルガ如キ特別ノ事由ア
ル場合ニハ、其費用ノ一部ヲ其公共團體ニ
分擔セシムルノ制度ヲ認メタノデゴザイマ
ス、又國立公園施設ニ關スル事業ハ大體ニ
於キマシテ規模大ニシテ多額ノ經費ヲ要シ
マスルガ故ニ、公共團體又ハ私人ガ國立公
園事業ヲ執行スルニ當リマシテハ其費用ノ
一部ヲ補助シ得ルコトトシ、其負擔ヲ輕減
シ、其事業ノ促進ヲ期シタノデゴザイマス、

第四八 施設ノ管理及其費用ノ負擔ニ關スル
大臣ガ之ヲ行ヒマスルノハ當然デ、規定ヲ
俟タナイ所デゴザイマスガ、國立公園事業
ノ執行ニ依テ生ジマシタル施設ノ管理及
其費用ノ負擔ハ原則トシテ、其事業ヲ執行
シタル者ガ之ニ當ルト云フコトハ條理上妥
當ト認メマシテ、此趣旨ヲ規定イタシタノ
デゴザイマス、唯例外トシテ特別ノ事由ア
ル場合ニ於キマシテハ便宜公共團體ニ管理
セシメ得ルコト致シマシタ、尙ホ行政官
廳又ハ公共團體ノ管理スル國立公園ノ施設
ニ關シテハ、其施設ノ公共的性質ニ鑑ミ是
ガ占用又ハ使用ニ付キ公法上ノ占用料又ハ
使用料徴收シ得ル途ヲ開イタノデゴザイ
マス、第五ハ公用制限ニ關スルコトデゴザ
イマス、國立公園ハ自然ノ大風景地ヲ保護
開發シテ國民休養ノ途ヲ講ズルガ爲ニ設定
セラレルモノデゴザイマスルガ故ニ、其風
致ハ國立公園ノ重要ナル要素デアリマス、
若シ其風致ニシテ破壊セラレルガ如キコト
ガゴザイマシタナラバ、國立公園ノ使命ハ
遂ニ沒却セラルニ至リマスルカラ、風致
瓦リマシテ風致上ノ嚴重ナル統制ヲナスコ

トハ、其產業上ニ及ボス影響モ甚大ナルベ
キヲ考慮イタシマシテ、特ニ維持セラレザ
ルベカラザル優秀ナル景勝ノ地ノミヲ割シ
テ之ヲ特別地域トシ、一定ノ行爲ニ付テハ
許可ヲ受クベキコト致シタノデゴザイマ
ス、更ニ又廣ク國立公園ノ保護ノ爲ノミナ
ラズ利用ヲ全クセムガ爲ニハ、其時ト場合
ノ必要ニ應ジテ一定ノ行爲ヲ禁止シ若クハ
制限シ、又ハ必要ナル措置ヲ命ジ得ルコト
ト致シマシテ、國立公園ノ保護利用ニ關ス
ル統制ノ全キヲ期シタノデゴザイマス、尙
ホ之ニ對シテハ相當補償ノ途ヲ講ジテ、私
人ノ利益ヲ保護スルコトニ努メタノデゴザ
イマス、第六ハ公用制限ノ違反ニ對スル制裁
ニ關スルコトデアリマス、國立公園ノ風致維
持及保護利用上ノ統制ヲ遺憾ナカラシムガ
爲ニ現狀回復ノ規定及罰則ヲ設クルコトト
致シマシタ、最後ニ第七ハ行政上ノ救濟ニ關
スルコトデゴザイマス、違法又ハ不當ノ行
政處分ニ依シテ權利又ハ利益ヲ侵害セラレ
タリトスル場合ニハ行政訴訟又ハ訴願ヲ提
起シ得ルコトトシ、廣ク之ガ救濟ノ途ヲ開
キ以テ行政ノ適切ナル運用ヲ期スルコトト
致シタノデゴザイマス、以上本案ノ内容ニ
關シマシテ大體ノ御説明ヲ申上ゲタノデゴ
ザイマスガ、尙ホ本法ノ施行ニ當リマシテ

ハ關係各官廳ト十分協調ヲ保チマシテ、國立公園ノ圓滿ナル發達ヲ期スル考デゴザイマス、右ノ次第デゴザイマスルカラ篤ト當局ノ意ノ在ル所ヲ御酌ミ取り下サイマシテ、何卒御協賛ヲ與ヘラレマスルコトヲ偏ニ御願ヒ致シマス

○委員長(侯爵峰須賀正韶君) 是ヨリ御質問ヲ願ヒマス

○中川小十郎君 マダ色ニ参考書類ヲ能ク拜見シテ參リマセヌケレドモ、一番初メニチヨット伺ヒタイノハ、此法律ヲ持ヘテ極メテ消極的ニ、例ヘバ國立公園ノ地域ヲ定メテ、其地域ノ中デハ斯ウ云フコトヲヤラサヌヤウニシヤウトカ云フ位ノコトデ、他日ノ爲ニ繩張リヲシテ、消極的ニソコニ一種ノ法ノ作用デスベキ事、色ニノ事ヲ制限シテ行カウト云フノカ、公園ヲ何ケ所カ候補擴ゲルトカ、ソニ何カ建物ヲ持ヘルトカ云フヤウナコトヲ積極的ニヤル御考デアリマスカ、此際、政府デ斯ウ云フ法律ヲ御出シニナル趣旨ハ、御話ニ依ルト天然ノ景勝保存ト云フヤウナコトガ趣旨ニナッテ居ルヤウダガ、ソレヲ濫ニ壞サヌヤウニ法律デ自由行動ノ執レナイヤウニシテ置カウト云フ消極的ノ意味カ、更ニサウデナクテ、金

サヘアレバ大キナ道デモ持ヘテ自動車デモ自由ニ通レルヤウニスルシ、或ハ適當ナルニオヤリニナル考デアリマスカ、チヨット衆議院ノ初ノ質問ヲ少シ拜見シテ見マンタガ、ソコガ能ク分リマセヌカラ……

○政府委員(赤木朝治君) 只今ノ質問ニ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマスガ、國立公園ヲ設ケマシテ唯消極的ニ風致ヲ破壊サレナイヤウニスルタケデアルカ、更ニ積極的ニ、進ンデ公園トシテノ必要ナル施設ヲスルノデアルカ、斯様ナ御質問アルヤウニ拜聽

イタシマシタ、公園ト致シマシテハ將來財政ガ許スヤウニナリマシタナラバ、公園トシテ必要ナル積極的施設モ致シタイト存ジテ居ルノデアリマス、唯差當リノ問題ト致

シマシテハ御承知ノヤウナ財政状態デゴザイマスルノデ、多額ノ經費ヲ投ジテ積極的ノ施設ヲ致シマスト云フコトハ困難カト存ジテ居リマス、併ナガラ消極的ニ、風致ノ破壊ヲサレナイヤウニ之ヲ取締テ行クト

○子爵岡部長景君 サウシマスト此特別指定區域ト云フノト、廣イ方ノ國立公園ノ區域トハ餘程面積ニ於テ違ガアルダラウト思

テ居ル時ニハ其計畫ニ從テ總テ作ツテ行クト云フヤウナコトニ致シタイ、斯様ナ考ヲ持ツテ居ルノデアリマスガ……

○政府委員(赤木朝治君) 特別區域ト致シマスルノハ、實ハ強イ保護ヲ與ヘル意味デゴザイマシテ、此處ニ列舉イタシテ居リマスヤウナ行爲ヲスルノニ、豫メ許可ヲ得セヤウト云フノデゴザイマスカラ、從テ狭イ範圍ニ致シタイ積リデ居ルノデアリマス、ソレ以外ノ廣イ區域ニ亘ツテノ取締ハド云フコトニ致シマスクトハ、是ハ多額ノ經費ヲ要シナイデ出來ルコトデアリマスノデ、差當リハ左様ナコトガ第一著手トシテ行ハレルコト存ゼラレルノデアリマス、一許可ヲ受ケサスト云フコトモ隨分迷惑ナ

極的ニ色ニ施設ヲ致シマスルニハ數十年若クハ百年掛リデ出來上ツテ居リマスノデ、日本ニ於キマシテモ將來完全ナル公園トシテ

期シテ致シタイ、今日ト致シマシテハ將來シマスル計畫ヲ先ツ立テタイ、例ヘバ進シテ致シタイ、斯ウ云フ計畫デ行交通關係ニ付キマシテハ斯ウ云フ考デ居ク、或ハ「ホテル」、野營場其他總テノ計畫ヲ立テ、置キマシテ、若シ財政ノ許ス場合ニ、

出來ル時ニハ其計畫ニ從テ總テ作ツテ行クト云フヤウナコトニ致シタイ、斯様ナ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス

○子爵岡部長景君 其普通ノ方ノ、廣イ意味ノ國立公園ノ區域ト云フモノハ、餘程廣ク御取リニナル御考デアリマスカ

○政府委員(赤木朝治君) 國立公園ハ自然ヲ基礎ト致シマシタ大公園デゴザイマスルノデ、殊ニ之ヲ世界ニ誇フテ宜イヤウナ大キナモノニ致シタイト斯ウ云フ考ヲ持ツテ居リマスルノデ、所謂普通區域ヲ含ミマシタ國立公園ト致シマシテハ成ベク廣大ナル區域ガ宜シカラウト存ジテ居リマス

○小林嘉平治君 此計畫ハ我ミノ多年熱望シテ居ル件ガ實現サレタノデアリマシテ、シテ居リマス、併ナガラ消極的ニ、風致ノ破壊ヲサレナイヤウニ之ヲ取締テ行クト

ス、ソレ以外ノ廣イ區域ニ亘ツテノ取締ハドシテ居ル件ガ實現サレタノデアリマシテ、殊ニ相當研究モ積マレタ結果ガ此法律案トシテ居タル件ガ實現サレタノデアリマシテ、ナッテ現レタノデアリマスルガ、只今頂舉ゲテ贊成スルノデアリマスルガ、只今頂戴シマシタ參考書ニ依リマスト、大體此十

要望ヲシテ居ル地區ガアルヤウニ承知ヲ致シテ居ルノデアリマス、御手許デ大體其地方モ分テ居ルダラウト思ヒマスルガ、ソレハ豫算關係ヲ詳シタ調べテ居ラヌノデ御尋ヲ御示シ戴キタイノガ一ツト、第二ニハ實ニスルノデアリマスガ、差當リ此法案ガ成立イタスト、ドノ位ノ經費ヲ要スルコトニナッテ居リマスルカ、勿論是ガ完成スルノニハ先刻御示シノ通りニ長イ時間ト大ナル經費ヲ要スルコトハ言フ迄モアリマセヌガ、差當リ御計上ニナッテ居ル豫算關係ヲ御示シヲ願ヒタイ

○政府委員(赤木朝治君) 内務省ニ於キマシテ大正十年以來候補地ト致シマシテ調査要ト云フコトニナッテ居リマスガ、此外ニモ各地ニ色々要望ガアルノデアリマス、ソレハ色々ノ建議請願等トナッテ居リマスガ、ソレノ各地ノ建議若クハ請願トナッテ居リマシタ所ニ付テ調査ハマダ致シテ居リマセヌノデアリマス、其個所ハ調ベタモノモゴザイマスカラ、一個所ニ付テ調査ハ後程差上ゲマス、ソレカラ差當リ此國立公園ヲ實現スルニドレ位ノ經費ヲ要スルカト云フコトノ御尋ニ對シマシテハ、現在國立公園ノ候補

地トナッテ居リマスル多クノモノニ付キマシテハ、既ニ相當ノ施設ガ地方公共團體等ニ依テ行ハレテ居ルノデアリマス、勿論其ニ依テ行ハレテ居ルノデアリマス、勿論其ニ依テ行ハレテ居ル施設ヲ地方公共團體ニ依テ行ハレテ居ル施設ヲ以テ満足トハ申サレマセヌガ、相當ニ出來テ居ルモノモアリマスルノデ、比較的少額ノ經費デ足リル積リデアルノデアリマス、差當リ國立公園ヲ實現スルニ付キマシテハ公園ノ區域ヲ定メマシテ、サウシテ風景ノ保護ヲ圖ルト云フコトダケデ以テ積極的ナ施設ヲ致シマセヌデモ、國立公園トシテノ使命ノ一部ヲ果スコトハ出來ル見込デアリマスルノデ、國立公園ノ管理ニ伴フ費用ト償ヲ致スコトニナッテ居リマスルノデ、制限デアリマス、ソレガ此國立公園候補地調査概要ト云フコトニナッテ居リマスガ、此外ニモ各個所ハ十六箇所ニ亘りテ居ルノ

ト云フヤウナコトガ眼目ニナッテ居ルヤウデスガ、私共チヨット考ヘルト、日本デハ神社佛閣ナント云フヤウナモノガ相當景勝ナガ、事實ニ於テハ公園ノ用ヲ永イ間シテ來テ居ル、サウ云フ風ナ、例ヘバ京都デ云ヘバ、東山、北山、西山ト云フ一帶ニ亘りテ有名な神社或ハ佛閣ガアツテ全體ニ一ツノ公園見タイニナッテ、多數ノ人間ガソコニ遊ブ、サウ云フヤウナモノモ一ツノ矢張リドチラカノ國立公園ト云フヤウナ地域トシテ多少經營ヲ加ヘテ行クト云フヤウナ御考モ立法ノ時ニハアタノデアリマスカ、自然ノコトダケノ御考デアリマスカ

○政府委員(赤木朝治君) 國立公園ハ根本足リルノデアリマス、ソレデ此管理ニ要スル經費及補償ニ要スル經費ハ是ハ少額ト見テ居ルノデアリマスガ、是等ノ費用ハ昭和七年度以降ニ於テ財政ノ都合ヲ見計ラッテ

ト致シマシテハ所謂大自然ノ大風景ト云フ考デ居ルノデアリマスガ、併シ此大自然ノ

○子爵岡部長景君 此十四カ十六カノ候補地ノ大部分ハ官有地ガ多イノデスカ、民有地ガ相當……マダ範圍ガ決マラナインノデスカラ、ハッキリシタコトハ分リマスマイガ、

斯ウ云フノハ、山ノ方ハ官有地ガ比較的大

部分ヲ占メテ居ルノデアリマスカ

○政府委員(赤木朝治君) 現在ノ此調査ニシマシテ調査ヲ致シマシタノデ、此調べマ

シタ所ニモ國有地ト公有地ト或ハ私有地ト

トト存ジマスノデ、公園ト致シマシテハソレ等ノ總テヲ考慮ニ入レテ計畫ヲ立テタイト思テ居ル次第デアリマス

○中川小十郎君 モウ一ツ御尋ネシマスガ、サウスルト、詰リ國民ニ娛樂……遊バ

スト云フコトヲ主ニスルノデ、其以上ニ別ニ御考ヘニナッタコトハナイノデスカ

○政府委員(赤木朝治君) 公園ノ目的ト致シテ居リマスルコトハ、第一ニ國民ノ保健ニ資スルト云フコトヲ第一ニ考ヘテ居リマス、併シ是ト共ニ國民ノ教化ト云フコトモ考ヘテ居リマス、又是ノ副產物ト致シマシテハ外國人ノ誘致ト云フヤウナコトモ考ヘテ居リマスガ、國民ノ保健教化ト云フコトヲ主要ナル目的トシテ居ルノデアリマス、

唯遊バスダケトハ考ヘテ居リマセヌ

○子爵岡部長景君 此十四カ十六カノ候補

ノ機能ヲ發揮スル上ニ於テ效果ガアルダラ

ノ機能ヲ發揮スル上ニ於テ效果ガ

ノ關係ハ此調査書ノ最後ノ頁ニゴザイマス、八十頁、八十一頁ノ所ニゴザイマス、大部分ハ國有地デゴザイマス、之ニ次ギマスモノガ公有地、先づ國有地、公有地ガ一番多いノデアリマス、私有地ハ候補地ニ付キマシテハ割合ニ多イ所モアリマスガ、大體ニ於テ私有地ハ少ナインガ多イノデアリマス、國有地、公有地、御料地、是ハ大部分デアリマス○鍋島桂次郎君 候補地ニナッテ居ル所ハ大體國有林ガ側ニアルヤウデアリマスガ、國有林ヲ利用シテソレヲ公園ノ維持費ニ充テルト云フヤウナ考ハアリマセヌカ○政府委員(赤木朝治君) 公園ノ中ニハ國有林ハ大部分含ンデ居ルノデアリマスガ、只今ノ計畫ト致シマシテハ公園ノ中ニアリマス國有林モ風致ヲ害シナイ範圍ニ於キマシテハ、之ヲ國有林ト致シマシテ經營ヲ致シテ差支ナイト斯様ニ存ジテ居リマスノデ、矢張リ國有林ニ付キマシテハ、農林省ニ於テ營林財產トシテ之ヲ管理スル立前ニナッテ居リマスノデ、公園ト致シマシテハ國有林カラ收益ヲ得テ公園ニ充テルト云フ計畫ニナッテ居リマセヌ○中川小十郎君 今ノ國有林ト公園ノ關係ニ付テ御尋ネシマスガ、私共、チヨット考ヘテ國有林カラ、多少ノ生産ガアッテ、ソレヲ使

フノニモ非常ニ金ガ要ルト思ヒマス、私共
京都ノ者デアリマスカラ京都ノ例ヲ取リマ
スガ、東山ノ上ノ奥地ノ方ニシテ見マスト、
非常ニ立派ナ自然林デアリマシテ相當ノ道
路ヲ設ケタラ立派ナ公園デアルト思ヒマス、
ケレドモソレハ非常ナ大切ナ官林デアッテ
人間ガ澤山入ルト、若シ煙草ノ吸殻デモ落
チテ火事ガ起ルカ分ラヌト云フヤウナ危険
ガアルノデ警備ヲシテ居ラレル、或ハ人間
ガドン／＼入々タ時ニ、ドレ程金ヲカケテ番
ヲセネバナラヌヤウナコトガアリマスガ、
サウ云フヤウナコトモ御考ヘニナッテ居リ
マスカ

シテノ必要ナ道路ハ是ハ公園ノ方デ開クノ
デアリマスガ、森林ノ經營トシテ林道ト云
フヤウナコトハ是ハ農林省ノ方デヤッテ貰
内ノ林道ハ現在デモ各候補地ノ林道ガ相當
開ケテ居リマス、若シ其林道ヲ利用シテ盛
ニ候補地ガ利用サレルカト云フコトデア
リマスガ、是等ニ多クノ人ガ參ルヤウニナ
リマスレバ、從テ管理モ面倒ニナル譯デア
リマスガ、其管理ハ農林省ノ方ノ森林ノ管
理、内務省ニアリマス公園ノ管理ハ共ニ力
ヲ合セマシテ、十分ソレ等ノ點ヲ注意イタ
シタイト考ヘテ居ルノデアリマス

派ナ森林ガ直ク鳥有ニ歸シテシマフ、サウ
云フ場所ハ森林其モノガ非常ナ風景デアル
ノデ、清水ノ奥一町モ這入ルト、丸デ斧鉈ノ
非常ニ風景トシテ面白イケレドモ、今ノヤ
ウナコトデ農林省ノ役人ノ苦心サレテ居ル
所ヲ見ルト、斯ンナ所へ人ヲ入レタライカ
ヌト思フ、到ル所ニ番人ガ高イ檣ノ上ニ登ラ
テ見テ居ル、此官有林ナドト此公園ノ關係
ヲ餘程旨ク考ヘヌト、道ヲ付ケル費用ドコ
ロデナイ、大變ナ費用ガ要ルト云フヤウナ
コトガアルカモ知レヌカラ、斯ウ云フコト
ヲ考ヘルトキニハ斯ウ云フコトハ豫メ能ク
考慮シテヤラナケレバナラヌデハナイカ、
斯ウ思ツテ居ルノデアリマス

マス、唯法律ヲ直チニ植民地ノ方ニ適用スル必要ガアルカドウカト云フコトハ、マダ十分考ヘテ居リマセヌガ、或ハ法律ヲ俟タナイデモ、植民地ノ方ハ行ハレルト云フヤウナコトデハナイカト存ジテ居リマスガ、ソコラハマダ十分…

○委員長(侯爵蜂須賀正韶君) ソレデハ如何デゴザイマセウカ、今日ハ此程度デ止メマシテ…、御異存ガナケレバ、今日ハ是デ散會イタシマス

午前十一時十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵蜂須賀正韶君
副委員長 金杉英五郎君

委員

男爵木越 安綱君
子爵岡部 長景君

鍋島桂次郎君
中川小十郎君

小林嘉平治君

政府委員

内務政務次官 齋藤隆夫君
内務省衛生局長 赤木朝治君